

平成 29 年 3 月 1 日
南丹市総務部監理課

競争入札における指名停止措置に係る運用について

「南丹市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」（以下「措置要綱」という。）別表第 2 第 4 号（5）の指名停止措置の運用について、次のとおりとしますので留意願います。

○「南丹市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」（抜粋）

別表第 2（第 2 条、第 4 条関係）

不正行為に基づく措置基準

（不正又は不誠実な行為）

第 4 号（5）市が発注する工事等の入札に際し、資格確認通知又は入札通知を受けた場合において、正当な理由なく入札に参加しなかったとき。

1. 運用基準

競争入札において、資格確認通知又は入札通知を受けた者が、入札開始日時（電子入札にあっては、入札書受付締切日時）までに、入札辞退届を提出することなく入札に参加しなかったときは、下記による取り扱いを行います。

- （1） 該当者は入札書不着として取り扱い、入札終了後に事情聴取及び口頭注意を行う。なお、事情聴取の結果、やむを得ない事由^{※1}と認められる場合は、口頭注意を行わない。
- （2） 口頭注意が 1 回目までは指名停止措置の対象とはならない。
- （3） 1 回目の口頭注意を受けた日から 1 年を経過するまでに 2 回目の口頭注意を受けた者は、措置要綱に基づき指名停止の対象となる。なお、3 回目以降の口頭注意を受けた場合についても同様とする。
- （4） 口頭注意の累積回数期間は、1 回目の口頭注意を受けた日から 1 年間とする。

※1 「やむを得ない事由」とは、実際に入札書を提出する者が急な病気やけがにより、入札会場等において（電子入札にあっては、電子入札システムを操作することにより）入札書を提出することができない場合をいう。なお、その場合は医師が発行する診断書等の提出を求めることがある。

2. 適用開始日

平成 29 年 4 月 1 日以降に開札を行う競争入札案件に適用します。

○別表第2第4号(5)における指名停止措置に係る運用(参考イメージ)

